

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

中山大臣の所信及び義務教育費国庫負担制度にかかわる関係省庁に対してお尋ねをいたします。

ただ、質疑等における慣例に習熟しない新人ということで、非礼がありました場合には御容赦いただきますことをお願いし、私にとっても記念すべき初質問を行わせていただきます。我が国の未来を背負う子供たちにとってもかわりが大きい分野でございますので、何とぞ分かりやすい簡潔な答弁をお願いいたします。時間の方も押しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、イラクで人質になっていた香田さんが殺害されたことが確認されました。最悪の結末となり、非常に痛ましく、心痛に堪えません。香田さんの御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対し心よりお悔やみを申し上げます。

イラクの治安が悪化する中、さきの人質事件の反省が生かされずに不幸な結果となったことは極めて残念であります。当初から大義なきイラク戦争及び憲法上疑義のあるイラク特別措置法による自衛隊の派遣に反対してきた我が会派は、十二月十四日に期限を迎えるこの自衛隊の撤退を強く求めていくことを改めて申し上げます。

国内では、ここ十五、六年来では最大の被害をもたらした台風二十三号に代表されるこの間の連続的な台風や集中豪雨における、さらには今般の新潟中越地震に際して犠牲になられた方々に対して御冥福をお祈りするとともに、被災者の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。特に震度六強を三回も記録するなど過去に例がないとも言われる新潟中越地震の甚大な被害に遭われた方々に対しては、一刻も早く安全、安心が確認され、生活再建が可能となる施策と財政を総動員した取組を可及的速やかに進める必要があると考えます。

この間、先ほども鈴木委員の方からお話がありましたけれども、学校施設等が避難所として大きな役割を果たしているわけでございますが、今後もこの機能を最善の形として求めるには、それに十分に見合う財政支援は不可欠でございます。先ほども触れられましたが、十月二十八日に文部科学省が内閣官房に提出された補助金削減案では、回答ゼロとまでは非常に評価できた答えであったんですが、その括弧書きのような形で、具体額は示さなかったものの、公立学校施設整備費の一部交付金化の検討を表明されたと新聞報道等もされています。

ここで文科大臣として、いわゆる国の責任を明確にした不退転の決意を、先ほど鈴木委員の方からは願ひも申し述べられましたけれども、もう一度不退転の決意をお願いしたいというふうに思います。また、我が身、我が家庭のことも顧みずに、現場で精根尽き果てるまでとばかりに様々な状況に苦闘する教職員に対する措置等はどのようにお考えか、併せて確固たる答弁を求めます。

○国務大臣（中山成彬君） 那谷屋議員の今後の御活躍、心から期待をいたしております。

公立学校の関係、特に地震等もございまして、耐震強化とかいろんなことで本当に大変だなあと、お金も掛かるなあと、こう思っているわけですが。先ほど御指摘がありましたように、三位一体改革に対して文部科学省の答え、ほとんど零点に近いという御指摘もいただいたんですけれども、その中でこの公立学校施設整備費について交付金にしたかどうかというふうな提案をいたしたことはこれは事実でございますが、これもいろいろ部内で検討いたしましたけれども、こうすることが地方にとって使い勝手のいい予算になるのかなと、こんなこともあったということも御理解をいただきたいと、こう思っています。

そういったこともひとつ含めまして、この義務教育関係全体の予算確保ということにつきましては、正に今委員が御指摘ありましたように不退転の決意で頑張っていかにやいかぬと、こう思っておりますので、御支援をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、地震の現地におきまして、先生方が本当に自らの被害も顧みないで救援活動に当たられるとともに、早期の授業再開に向けて御尽力されている。心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

こういった活動というのは学校の管理業務の一環を担うものとして服務上も職務として取り扱うことができるというふうな考えられるわけですが、今後、具体的にどのような措置をいろんな意味で取っていくかということにつきまして、教育委員会等からいろんな御要望が出てまいりますから、必要な協力、支援について検討して万全を期して支援していきたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 是非、現場で奮闘される教職員の方々が勇気と、そして更なる頑張りが出るような措置をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、発達障害者支援法案提出の動きに関連して文科大臣にお尋ねをいたします。

議員立法としての発達障害者支援法の国会提出に向けた取組が進行中でありますけれども、同法案と密接に関連せざるを得ないと思われる小中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラインが今年一月に文科省から発表されています。これはあくまでも試案であるというふうに認識していますが、この試案に対しては、新たな障害を作り出し、特化しようとする危険な一面があるとの懸念は依然払拭し切れていないところでございます。

教育現場においては、さきの通常国会で成立した障害者基本法の附帯決議に盛り込まれた、ともに生き、ともに学ぶという理念こそが基本となるべきことは論をまつところではございません。特別支援教育の創意に満ちた進展を図るためにも、ガイドラインが、あたかも法的拘束力を持つかのような強制、強圧的なものであってはなりません。このことをまず大臣にしっかり確認したいというふうに思います。

同時に、発達障害者支援法案があるべき特別支援教育構築の阻害要因にならないように、どのような共鳴効果、いわゆるシナジー効果を発揮させていくおつもりか、併せて端的な

答弁をお願いいたします。

○国務大臣（中山成彬君） 発達障害者支援法案につきましては、議員立法によりまして今国会で法案提出、成立を目指す予定であるというふうに承知しておりまして、文部科学省といたしましても、その法案の動向を注視してまいりたいと、このように考えております。

なお、小中学校の通常の学級に在籍します学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の児童生徒に対する教育的対応につきましては、ただいま御指摘もありましたように極めて重要な課題であると、このように認識しておりまして、これにつきましては、平成十五年三月の今後の特別支援教育の在り方についてという最終報告をいただいておりますけれども、これを踏まえまして、平成十六年一月に小中学校におけるLD、ADHD等の児童生徒への支援体制の整備のためのガイドラインを作成し、各教育委員会や小中学校等に配布したところでございます。

この本ガイドラインは、小中学校におきますLD、ADHD等の児童生徒への支援体制の整備に当たり参考として活用されることを目的としたものでございまして、今後、このようなガイドライン等を参考にしながら、地域や学校等の実情を十分踏まえた上で適宜工夫を加えて活用することが前提でございまして、各教育委員会や小中学校に強制しようという性格のものではないと。今後、その活用の成果や課題等を踏まえましてより良いものに改善してまいりたいと、このように考えております。

○那谷屋正義君 先ほど鈴木議員の方の教育基本法の部分でも今の障害者教育の部分についてお話がございましたが、是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、三位一体改革にかかわって義教費の見直しというものが今出てきているわけでありましてけれども、どなたが裏で糸を引いたのか、何の脈絡もなしに総理が三位一体改革における税源移譲額として三兆円をぶち上げたことが、望まれる教育改革の姿そっちのけで財政的見地のみが先行するという、教育現場で汗を流してまいりました私からすれば容認し難い混乱を生む火種になっています。諸悪の根源は、国民の真の声に背を向け続ける小泉総理自身の見識に帰するべきでありますけれども、財政論の立場から検証しても、当事者たる財務省、総務省の間においてさえ越え難い溝がございまして。

ともあれ、あるべき教育改革を断行するためには、縦割り行政の弊害を乗り越えて、関係省庁、地方六団体の英知を集めることが必要で、すべてが仲間、応援者であるという確信を抱いての質疑であることを受け止めていただければ幸いです。

三位一体改革が目指そうとする全体像が全く見えてこないところに、場当たりの小泉改革の正体は明らかでございまして。小泉総理は、就任に当たって米百俵の精神を持ち出し、国家百年の大計は教育にありとの決意を表明されたはずで。つまり、小泉内閣のよって立つ基盤そのものである大命題、米百俵の精神の具体化と、今進もうとしている三位一体

改革の整合はどこで図られているのでしょうか。透けて見えるのは、財政の帳じり合わせのために、やりやすいものから、取りやすいものからといった安易な発想でしかないのです。米百俵の精神を投げ捨てるならいざ知らず、路線変更がないとするなら、国民的な議論を徹底的に尽くした上で合意形成を図ることこそが小泉内閣としての最低限の責任の果たし方ではないでしょうか。この要諦をしっかりと腹に据えた見識等を示していただくことを強く求め、質問に移りたいというふうに思います。

まず、財務省にお尋ねします。

建設国債、つまり借金で賄われた公共投資関連補助金は税源移譲の対象とすることはできないとの論理は、国の歳入歳出構造の実態からしても説得力が全くありません。財務省はこれまで、歳出確定後においては金に色目は付けられないと説明してきました。義教費二・五兆円、つまり給与費等に関していえば、国税で充当されたのか赤字国債で賄われたのかは区別し切れないとの立場を取ってきたわけで、それがなぜ今回に限り赤字国債では税源移譲ができて建設国債では移譲できないという立論につながるのか、全く理解できません。

現在、赤字国債も、何の根拠もなく借換え借換えて、結局返し終わるのは、建設国債と同じ六十年も掛かっているのは多くの国民が知っているところでございます。建設国債でファイナンスされた事業費において人件費に一切回されるお金がないということを実証できるなら、国民が理解できる形で示す必要があるわけで、それができないのならば、公共投資関係の補助金は税源移譲の対象外とするような意味のない仕切りは御破算にするべきではないでしょうか。これについての見解をお願いいたします。

○政府参考人（勝栄二郎君） お答えいたします。

まず、建設国債について申し上げます。

建設国債を財源とする公共投資関係の補助金につきましては、まず第一に、公共投資は、「改革と展望」の方針に基づき、引き続きその縮減、スリム化が求められている分野であること。第二におきまして、財源が建設国債であり、移譲すべき税源がないこと。また第三に、公共投資は、形成されます資産からその便益が長期にわたるものでありまして、したがって、将来世代も費用負担するのが適当であるという考え方の下で、財政法第四条ただし書で建設国債の発行だけは例外的に容認されていること、また、例えば地方においても公共投資につきましては建設地方債でその財源調達を行っておることなどから、税源移譲することは不適當だと考えております。また、昨年度、十五年度の予算編成におきましても、公共投資の補助金改革によります削減につきましてはその税源移譲は行われておりません。

次に、じゃ、赤字国債でございますけれども、建設国債対象以外の経常的経費につきましては、本来は現世代の税収のみで賄うことが原則でありまして、ただし、現在はおっしゃいましたようにおおむね半分は赤字国債が財源となっております。したがって、

こうした経常的経費につきましても、赤字国債が見合い財源となっている部分は移譲すべきでないということは考えられますけれども、本来は現役世代の税收のみで賄うべき経費であることにかんがみまして、赤字国債が見合い財源となっておる部分を含めて、地方において引き続き継続して行う事業である場合には、十分精査の上、税源移譲の対象としておるところでございます。

○那谷屋正義君 依然として、赤字国債そして建設国債との違いといいますか、その税源移譲ができるできないの違いがまだはっきりしないというのが残念でありますけれども、もう一つ財務省にお尋ねいたします。

今回の税源移譲額をめぐる論議に際して、財務省の独り相撲ぶりは大変際立っているというふうに言わざるを得ません。建設国債による公共投資関係の補助金は税源移譲の対象外とするかのごとき財務省方針が、あたかも政府見解的なものとしていつ公的な場で確認をされたというのでしょうか、財務省の見解をお尋ねいたします。

○政府参考人（勝栄二郎君） お答えをいたします。

建設国債を財源とする公共投資関係の補助金につきましては税源移譲は不相当であるとの考えにつきましては、谷垣財務大臣が国会の場始めいろんな場で繰り返し申し上げております。具体的には、例えば今年の二月十日の衆議院予算委員会における国会答弁とか、経済財政諮問会議に提出しました資料とか説明等、様々な公式の場におきまして財務省としての考え方を対外的に表明いたしております。

○那谷屋正義君 国の方でどうにもならなくなったということの中で地方六団体の方に預けたこの懸案について、そのような形が明らかになってない。多くの国民はそのことが分かってないというふうに思うわけありますから、そういう部分について非常に残念だなというふうに思うところでございます。

次に、総務省にお尋ねします。

三位一体改革の本丸はいわゆる既得権益化した公共投資関係の補助金を見直すことにこそあったはずでございますが、財務省が強弁する建設国債で担保される公共投資関係の補助金を税源移譲の対象とすることはできないという今のお話をなぜ打ち破る気概を見せないのか、あるべき地方分権推進の同志を任ずる私としては残念でなりません。削減すべき補助金とは何か、まずその議論から始めるべきではないでしょうか。数字合わせが先行した結果が今の混乱を招いたと言わざるを得ません。

中学校教職員予算八千五百億円の代替について即刻地方六団体と協議を行い、三位一体改革の本旨にかなう削減すべき公共投資関連の補助金を見付け出すべきだと考えますが、その用意はありますか、決意をお聞かせください。

○大臣政務官（松本純君） 那谷屋委員にお答えをいたします。

公共投資につきましては、御指摘のように、その在り方を見直すべきとの議論もあるところでございますが、地方六団体は、公共投資関連も含めた地方向け補助金全体を精査をし、改革案を取りまとめたところでございます。その結果、設備整備事業を始め公共投資関連の補助金一・二兆円程度、そして義務教育費国庫負担金のうち中学校教職員の八千五百億円程度などを税源移譲対象補助金として選定をしたところでございます。

総務省といたしましては、こうした地方の改革案の実現に向けて最大限の努力を傾けてまいり所存でございます。

○那谷屋正義君 地方六団体の方も、本当に無理難題を強いられる中で、本当に苦労されているということはよく理解をしているところでございます。しかし、もっとこの八千五百億円を代替し得るものを捻出していただくための努力を是非お願いしたいというふうに思うところでございます。

次に、今回の義教費見直し論議で総務省の大義名分は、学級編制及び教職員定数にかかわる義務標準法が存在する限り、財源手当ては、義務教育費国庫負担金に頼らなくても地財計画で責任持って賄えるということだと受け止めておりますが、その信憑性についての議論、検証の前に、最も大事な前提が忘れ去られていないか危惧を覚えざるを得ません。

憲法第二十六条が子供たちに全国のどこでもひとしく無償で小中学校の九年間の教育を受ける権利を保障する仕組みとして義務教育制度の整備を要請していることは既に知られているところでありますが、この具体化に向け、制度の効率性等を最大限発揮させるためには、国と地方がそれぞれにふさわしい役割分担を文字どおり大胆に行う必要があると考えております。

ここで言う大胆の意味とは、例えば教職員の給与費等にかかわる財源は国が責任を持つ一方で、子供や保護者の要請にこたえるための教職員の活用方策については地方に任せることなどを指すわけであります。

もう少し踏み込むならば、国が財源的な関与しない義務教育制度は成り立つ余地がないということでもありますが、これについての見解をお願いいたします。

○大臣政務官（松本純君） この憲法第二十六条でございますが、国民は法律の定めるところにより教育を受ける権利を有すると想定しております。

これに対しまして国は、法律の定めるところにより、その権利を確保するのに必要な措置を講ずることが要請されているものと考えられるところでありまして、国が全額又は一部を負担するのか、あるいは全額地方が持つのかといった費用の負担の態様も法律の定めるところによりまして決定すべきものと考えております。その際重要なのは必要な財源を確実に保障することでありまして、財源の種類までは問われるものではないのではないかと考えております。

またなお、現行憲法下におきましては、昭和二十五年から二十七年にわたりまして全額地方負担、平均交付金化で教育サービスの提供が行われましたが、憲法違反との議論はなかったと承知をしているところでございます。

○那谷屋正義君 総務省の方で常々力説する、その定数法がある限り地財計画上の措置で全く心配ない、必要なお金の出どころについては国庫かあるいは地方財源なのかを違いを述べ立てることにどれほどの意味もないというような論理があるわけだと思んですが、実は虚構に基づくものではないかとの疑念が生じてまいりました。

そこで、以下、問題点を端的に示しますので、具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

まず、三位一体改革のまないたのコイになっている地方交付税そのものが財源保障機能を発揮できるのかという本質論についてであります。

国の所得税から住民税に三兆円を移譲させた場合、所得税の減少による、つまりは交付税原資の目減りによる影響が波及し、結果的に交付税総額は一兆円程度減ることになります。その保障機能は、国税の一定割合を財源とする交付税の仕組み上、景気動向に大きく左右され、財源不足となる可能性も否定できません。財務省も納得させた上での穴埋め方策は、さらには、この不安定さをどのように克服するおつもりなのか、見解をお聞かせください。

○大臣政務官（松本純君） 所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税など、この国税五税の一定割合は、地方交付税法の規定によりまして、当然に地方交付税となることとされております。この交付税の対象税目の中には消費課税などの景気変動に対しまして比較的影響の少ないものも含まれております。所得税から住民税への三兆円の税源移譲を行えば、御指摘のとおり、その約一兆円の地方交付税が減少することになり、財源不足が拡大することは承知をしているところでございます。この補てん措置を含め、所要の交付税総額を確保するため、今後とも地方交付税法の趣旨にのっとり、地方財政対策全体として万全の措置を講じてまいる所存でございます。

○那谷屋正義君 万全の措置をということなんで、是非そのところは大事ではないかというふうに思うわけですが。

次に、配付をお許しいただいた資料について御参照ください。ございますでしょうか、この二枚つづりのものでございます。（資料提示）

十月十二日、国と地方の協議の場で地方六団体から提出されたものの一部でございます。一枚目の方にその協議の場ということで表紙がありまして、その中の米印の五番であります。九ページとなっている五番のところの資料でございます。

これまでの総務省の説明ぶりからしても、いわゆる、その波線が引いてあります「従来

のしくみ」の方の、「文部科学省」の方の上から二つ目に「学級編成・教員定数基準」というのがございますけれども、この部分はその右側の「あるべき国と地方の役割分担」の中に、そのゾーン、枠組み内に一切見当たらないということは奇異に思わざるを得ません。教員定数にかかわる最低基準あつての学級編制でありますから、このことは義務教育の大本でもございます。

先ほどから御指摘申し上げているように、定数法に基づく教職員定数基準の存在を前提としない義教費改革はあり得ないことは総務省が力説するところでもございます。改めて端的な答弁をお願いします。

○大臣政務官（松本純君） お答えいたします。

国民が全国どこでも一定水準の教育環境を保障されるためには、この学級編制や教職員数等に係る大枠を法律により担保するという事とともに、その所要財源を確実に保障するという事で地方の取組を制度的に保障していくということが不可欠と考えております。

○那谷屋正義君 先ほどから御答弁をいただいておりますけれども、結論付ければ、私なりの結論を付ければ、義教費制廃止後の税源移譲あるいは財源保障機能の制度設計が全くできていない状況下において制度廃止のみを先行して決定することは、義務教育を将来にわたって維持することが求められる国、地方自治体双方にとって重大な責任放棄につながるということでございます。

繰り返しになりますが、国、都道府県、市町村の役割分担、権限分担について国民的な合意形成が十分に図られないまま、義教費制度の背骨である中学校分を虫食的に前倒しすることは到底許されることではありません。総務省の見解をお伺いします。

○大臣政務官（松本純君） 総務省といたしましては、あくまでも義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化が検討されるべきものと考えております。この点は基本方針二〇〇三においても政府の方針として明らかにされているところでございます。

なお、地方六団体の改革案におきましては、小中学校を含む全額の一般財源化を段階的に進めることとし、第一期ではまず中学校分を一般財源化することとしております。この理由として、我々が聞き及んでいるところでは、中学校の形態により近い高等学校の教職員人件費の財源が一般財源であること、また中高一貫教育に向けた取組の状況などがあるものと承知しており、一つの考え方ではないかと受け止めております。

○那谷屋正義君 今のお答えいただいた部分についても一つ一つはあるんですが、時間の関係で……。

幾ら地方分権の大義があろうとも忘れてはいけないことですけれども、子供をその実験台に供すべきではないという永遠の真理を是非肝に銘じていただくことをお願いいたしま

す。一般財源化がうまくいなくても、その段階で元に戻せばよいとの理屈は、その被害を受けた子供たちには絶対通用しません。私の心情からすれば、慎重の上にも慎重を期す立場から、石橋をたたきにたたいたため、結局は石橋をたたき壊して渡れなかったというてんまつこそが望ましいのではないかというふうに思われるところであります。

ともあれ、想定されるデメリット、メリット等に関し万全の情報公開を進め、国民的な議論にまつとの姿勢が子供たちに示し得る総務省のせめてもの誠実さではないでしょうか。矜持、誇りを貫き通すことを強く求め、かつ心より切望するところでございます。

さて、時間の方が大分押してしまいました。文科省、文科大臣にお尋ねしたいと思いません。

教育現場で実際に教育に携わる中で、文科行政の様々な施策を注視してきた立場からしても、今回の義教費見直しと文科省の押し付け行政の弊害がセットで論じられていることの不幸は大変嘆かわしいところでございます。文科行政は、六三制などの学制整備、学年における各教科の授業時数やその目標にかかわる一定の大綱としての学習指導要領の作成などにより、国としては基準を作り、条件整備に徹すべきだとの意見が教育の現状を真剣に憂える皆さんの大勢となっていることを承知していらっしゃるのか、首をかしげざるを得ません。確たる展望もないまま、泥縄式に、やれ六三制の弾力化だ、教員免許の更新制導入などと打ち上げたところで、地方の問題意識に何らこたえるものになっていないということにどうして気付こうとされないのか。

再度お伺いしますが、地方分権に寄与し得る文科行政を創成する立場から、大胆にゆだねるべき分野は何かにつき明確にお答えをお聞かせください。とりわけ歯がゆく感じるのは、総務省が定数法の存在を重視する姿勢を示しているのに、前向きな手を打とうとしないことであります。

子供たちの人格形成に有効な少人数学級編制の推進は国民の総意と言っても過言ではありません。売られたけんかに定性論や情緒論のレベルで応じるのではむなし過ぎるのではないのでしょうか。国民の願いにこたえる骨太な提起、学級編制の基準単位は三十人以下とするという取組にこそ文科省の総力を結集すべきだと考えますが、決意のほどを併せてお聞かせください。

○国務大臣（中山成彬君） 教育の現場でいろいろ経験され、苦勞された先生の御指摘でございますから、本当にしっかりと受け止めにやいかぬと、このように考えているところでございまして、今正に政府内においても議論をしておるところでございますけれども、私がいつも申し上げているのは、国と地方の役割分担どうするんだということでございます。

今先生が御指摘されたような、要するに文部科学行政が押し付けじゃないかというようなことについては文部科学省も気が付いているようでございまして、御承知のような総額裁量制ということで、一応の基準は示すけれども、その中で柔軟にやってもいいよという

ようなことを打ち出しただけでもこれは大変なことだと、こう思うわけでございまして、今後も国としては、一応基準を示しながら、その基準の下でそれぞれの地方が創意工夫を凝らしながら、本当にその地元に合った、学校に合った、そういった学校運営をやってもらいたいと、それが基本だろうと、このように考えております。

そこで、定数の問題でございすけれども、文部科学省といたしましては、一律に学校規模を小さくするというのではなくて、児童生徒の興味、関心などに応じまして少人数によるきめ細かな学習指導を行うことが効果的であると考えておりまして、教科の特性に応じまして二十人程度の少人数指導や習熟度別指導などを実施するための定数加配を中心とする教職員定数改善計画を平成十三年度から実施しておるところでございす。

一方、学級編制につきましても、平成十三年以降、都道府県の判断で少人数学級を実施することができるよう運用の弾力化を図ってきたところございまして、現在、四十二道府県において四十人を下回る学級編制が行われております。

文部科学省といたしましては、まずは現行の改善計画の着実な推進に努めることが当面の最も重要な課題であると、このように認識しておるところでございす。

○那谷屋正義君 お時間でございますので、意見の方をまとめさせていただきたいと思ひますけれども、とにかくこの三位一体改革の中で義教費を守るためには、やはり守っているのは駄目だという先ほど鈴木委員からの御指摘もございましたけれども、是非教育論ということの中で、先手先手を打ち出させていただきたいというふうに思うわけでございす。

今の学校において教師が子供たちと一緒に過ごせる時間は極端に減っています。例えば、教育委員会からの詳細な調査依頼や会議、研修会への出席なども増え、その対応に多くの時間が割かれてしまうなどによってであります。家に持ち帰っての仕事も増えるばかりでございす。このような勤務実態等から、心身の健康等を害する教職員も少なくございせん。労基法にうたわれた休息、休憩時間が設定されているものの、日本全国ほとんどの学校では、子供たちが学校にいる間は実質休息、休憩は取れない状況になっている。このような過密長時間労働が子供たちから学ぶ喜びや夢を奪いかねないことを大臣には是非御理解いただきたいというふうに思っているところございす。

来る通常国会では、与野党の垣根を越え、真の教育改革、要は子供本位の教育改革について論議しなければならないと認識しています。その中心課題の一つに、学校現場を覆い尽くす過密長時間労働の改善方策が据えられる必要があります。このことを強くお訴えをし、また私の初めての質疑に対して最後まで文科大臣が自らお答えをいただくという、そうした姿に感謝を申し上げながら、私の質疑を締めくくりたいと思ひます。